

弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領一部改正新旧対照表

改正後（案）	改正前
<p style="text-align: center;">弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領</p> <p>（趣旨） 第1条 この要領は、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業の目的） 第2条 弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業（以下「本事業」という。）は、自治会・企業・NPO法人及び各種団体等（以下「自治会等」という。）で構成される弓ヶ浜・白砂青松そだて隊（以下「そだて隊」という。）が行う自主的な弓ヶ浜松林の保全活動に対し、県がこれを報奨することにより、持続的な活動を推進し、もって白砂青松の再生と地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>（そだて隊の要件） 第3条 そだて隊の構成員数は10名以上とする。 2 そだて隊の活動期間は3年以上とする。 3 弓ヶ浜松林の幼木の保育と景観美化のため、別表1及び別表2の各第2欄に掲げる活動内容のうち、草刈りと清掃をそれぞれ年1回以上行うよう努めるものとする。</p> <p>（活動年度） 第4条 そだて隊の活動年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までを1活動年度とする。</p> <p>（対象区域） 第5条 対象区域は、別添図面の弓ヶ浜松林とする。</p> <p>（そだて隊への参加） 第6条 そだて隊として活動しようとする自治会等は、様式第1号により鳥取県西部総合事務所長（以下「所長」という。）に申込みを行うものとする。 2 所長は、前項の申込みを随時受け付けるものとする。 3 所長は、提出された申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、区画の調整を行ったうえで申込者をそだて隊として決定する。 4 所長は、申込者をそだて隊に決定したときは、様式第2号により申込者に通知するものとする。</p> <p>（そだて隊の活動） 第7条 そだて隊は事業の目的達成のため、別表1のボランティア活動又は別表2のボランティア・プラス活動を行うものとする。なお、1活動年度に複数回活動を行う団体は、活動毎にボランティア活動又はボランティア・プラス活動のいずれかを選ぶものとする。</p> <p>（報奨金の交付） 第8条 所長は、前条の活動を行うそだて隊に対し、予算の範囲内で報奨金を交付する。 2 報奨金の額は、活動ごとに別表1及び別表2の各第3欄によって算定した額以下とする。</p> <p>（活動計画書の提出） 第9条 そだて隊は、活動年度ごとに、活動を行う10日前又は、7月末日のいずれか早い日までに様式第3号による活動計画書を所長に提出するものとする。</p> <p>（活動報告書の提出） 第10条 そだて隊は、活動年度に実施した活動の実績について、様式第4号による活動報告書を活動年度の翌年度の3月10日までに所長に提出するものとする。 なお、活動報告書は活動の度に提出できるものとする。</p> <p>（報奨金の交付決定） 第11条 所長は、提出された実績報告書の内容を審査し、報奨金の交付を決定するとともに、様式第5号によりそのことを当該そだて隊に通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領</p> <p>（趣旨） 第1条 この要領は、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業の目的） 第2条 弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業（以下「本事業」という。）は、自治会・企業・NPO法人及び各種団体等（以下「自治会等」という。）で構成される弓ヶ浜・白砂青松そだて隊（以下「そだて隊」という。）が行う自主的な弓ヶ浜松林の保全活動に対し、県がこれを報奨することにより、持続的な活動を推進し、もって白砂青松の再生と地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>（そだて隊の要件） 第3条 そだて隊の構成員数は10名以上とする。 2 そだて隊の活動期間は3年以上とする。 3 弓ヶ浜松林の幼木の保育と景観美化のため、別表1及び別表2の各第2欄に掲げる活動内容のうち、草刈りと清掃をそれぞれ年1回以上行うものとする。</p> <p>（活動年度） 第4条 そだて隊の活動年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までを1活動年度とする。</p> <p>（対象区域） 第5条 対象区域は、別添図面の弓ヶ浜松林とする。</p> <p>（そだて隊への参加） 第6条 そだて隊として活動しようとする自治会等は、様式第1号により鳥取県西部総合事務所長（以下「所長」という。）に申込みを行うものとする。 2 所長は、前項の申込みを随時受け付けるものとする。 3 所長は、提出された申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、区画の調整を行ったうえで申込者をそだて隊として決定する。 4 所長は、申込者をそだて隊に決定したときは、様式第2号により申込者に通知するものとする。</p> <p>（そだて隊の活動） 第7条 そだて隊は事業の目的達成のため、別表1のボランティア活動又は別表2のボランティア・プラス活動を行うものとする。なお、1活動年度に複数回活動を行う団体は、活動毎にボランティア活動又はボランティア・プラス活動のいずれかを選ぶものとする。</p> <p>（報奨金の交付） 第8条 所長は、前条の活動を行うそだて隊に対し、予算の範囲内で報奨金を交付する。 2 報奨金の額は、活動ごとに別表1及び別表2の各第3欄によって算定した額以下とする。ただし、1活動年度で支給する報奨金はそれぞれ第4欄の額を上限とする。</p> <p>（活動計画書の提出） 第9条 そだて隊は、活動年度ごとに様式第3号により、活動を行う10日前までに活動計画書を所長に提出するものとする。 （活動報告書の提出） 第10条 そだて隊は、活動年度に実施した活動の実績について、様式第4号による活動報告書を活動年度の翌年度の3月10日までに所長に提出するものとする。 なお、活動報告書は活動の度に提出できるものとする。</p> <p>（報奨金の交付決定） 第11条 所長は、提出された実績報告書の内容を審査し、報奨金の交付を決定するとともに、様式第5号によりそのことを当該そだて隊に通知するものとする。</p>

改正後（案）	改正前
<p>（報奨金の支払い） 第12条 所長は、前条により報奨金の交付決定を行った場合は、そだて隊へ当該報奨金を支払うものとする。</p> <p>（活動の中止または解散） 第13条 そだて隊が活動を中止またはそだて隊を解散しようとする場合は、様式第6号による活動中止（解散）届を所長に提出するものとする。</p> <p>（決定の取消） 第14条 そだて隊が本事業の目的の達成のためにふさわしくないと所長が認めたときは、所長は第6条第3項による決定を取消することができる。</p> <p>（その他） 第15条 その他、本事業の実施に必要な事項は、所長が別に定める。</p> <p>附則 （施行期日） 1 この要領は、平成24年2月13日から施行し、平成24年度予算にかかる事業から適用する。 2 本要領は予算成立の状況により内容が変更されることがあり、また事業については予算が成立しなかった場合は、事業を実施しないこととし、第6条第3項による決定は取消することとする。</p> <p>附則 1 この改正は、平成24年6月11日から施行し、平成24年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成25年6月19日から施行し、平成25年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成26年2月21日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成27年1月28日から施行し、平成27年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成28年3月3日から施行し、平成28年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成29年2月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成31年3月 日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p>	<p>（報奨金の支払い） 第12条 所長は、前条により報奨金の交付決定を行った場合は、そだて隊へ当該報奨金を支払うものとする。</p> <p>（活動の中止） 第13条 そだて隊が活動を中止する場合は、様式第6号による活動中止届を所長に提出するものとする。</p> <p>（決定の取消） 第14条 そだて隊が本事業の目的の達成のためにふさわしくないと所長が認めたときは、所長は第6条第3項による決定を取消することができる。</p> <p>（その他） 第15条 その他、本事業の実施に必要な事項は、所長が別に定める。</p> <p>附則 （施行期日） 1 この要領は、平成24年2月13日から施行し、平成24年度予算にかかる事業から適用する。 2 本要領は予算成立の状況により内容が変更されることがあり、また事業については予算が成立しなかった場合は、事業を実施しないこととし、第5条第3項による決定は取消することとする。</p> <p>附則 1 この改正は、平成24年6月11日から施行し、平成24年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成25年6月19日から施行し、平成25年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成26年2月21日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成27年1月28日から施行し、平成27年度事業から適用する。</p> <p>附則 1 この改正は、平成28年3月3日から施行し、平成28年度事業から適用する。</p>

改正後（案）				改正前				
別表1 ボランティア活動				別表1 ボランティア活動				
1 活動者	2 活動内容	3 報奨金額（定額+実費）		1 活動者	2 活動内容	3 報奨金額（定額+実費）		4 報奨金上限額
そだて隊 （単独実施）	草刈り、清掃、 除間伐、植栽、 植栽のための 管理歩道の整備 <sup>※1</sup> 及び松枯 れ予防等	定額	(1)100円/人・時間 (2)草刈機を使用 300円/台・時間 (3)ゴミ運搬車を使用 500円/台・日	そだて隊 （単独実施）	草刈り、清掃、 除間伐、植栽、 植栽のための管 理歩道の整備 <sup>※</sup> <sup>1</sup> 及び松枯れ予 防等	定額	(1)100円/人・時間 (2)草刈機を使用 300円/台・時間 (3)ゴミ運搬車を使用 500円/台・日	10万円/区画
		実費	活動内容のうち、植栽、植栽のための管理歩道の整備及び松枯れ予防に係る次の経費を対象とする。 講師謝金、講師旅費、消耗品費、資材費、 <b>燃料費</b> 、使用料及び賃借料、役務費 なお、対象経費の詳細については別紙1のとおりとする。			実費	活動内容のうち、植栽、植栽のための管理歩道の整備及び松枯れ予防に係る次の経費を対象とする。 講師謝金、講師旅費、消耗品費、資材費、使用料及び賃借料 なお、対象経費の詳細については別紙1のとおりとする。	
※1 「植栽のための管理歩道の整備」とは、植栽又は植栽後の下刈り等植栽木の育成に必要な歩道を整備する活動のこと。				※1 「植栽のための管理歩道の整備」とは、植栽又は植栽後の下刈り等植栽木の育成に必要な歩道を整備する活動のこと。				
別表2 ボランティア・プラス活動				別表2 ボランティア・プラス活動				
1 活動者	2 活動内容	3 報奨金額（実費）		1 活動者	2 活動内容	3 報奨金額（実費）		4 報奨金上限額
そだて隊及び 一般参加者 <sup>※1</sup> （共同実施）	草刈り、清掃、 除間伐、植栽、 植栽のための 管理歩道の整備 <sup>※2</sup> 、森林環 境教室及び交 流活動等	ボランティア・プラス活動に係る次の経費を対象とする。 講師謝金、講師旅費、備品購入費、消耗品費、資材費、 燃料費、食糧費、使用料及び賃借料、役務費、印刷 製本費、開催広告料等 なお、対象経費の詳細については別紙1のとおりとする。		そだて隊及び 一般参加者 <sup>※</sup> <sup>1</sup> （共同実施）	草刈り、清掃、 除間伐、植栽、 植栽のための管 理歩道の整備 <sup>※</sup> <sup>2</sup> 、森林環境教 室及び交流活動 等	ボランティア・プラス活動に係る次の経費を対象とする。 講師謝金、講師旅費、備品購入費、 消耗品費、資材費、燃料費、食糧 費、使用料及び賃借料、役務費、 印刷製本費、開催広告料等 なお、対象経費の詳細については別 紙1のとおりとする。		15万円/区画
※1 「一般参加者」とは、そだて隊の呼びかけにより、弓ヶ浜松林の保全活動をそだて隊と協働して行う外部の者のこと。				※1 「一般参加者」とは、そだて隊の呼びかけにより、弓ヶ浜松林の保全活動をそだて隊と協働して行う外部の者のこと。				
※2 「植栽のための管理歩道の整備」とは、植栽又は植栽後の下刈り等植栽木の育成に必要な歩道を整備する活動のこと。				※2 「植栽のための管理歩道の整備」とは、植栽又は植栽後の下刈り等植栽木の育成に必要な歩道を整備する活動のこと。				

改正後（案）	改正前
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">報奨金対象経費の詳細について</p> <p>1 講師謝金  (1) 活動における、指導者（講師補助を含む）への謝金とする。  (2) 1人につき1日当たり1万円（消費税込）を上限とする。</p> <p>2 講師旅費  公共交通機関を使用したものに限り対象とする。</p> <p>3 備品購入費  (1) 備品とは、その性質・形状を変えることなく、長期間にわたり使用することができるもので、取得価格が5万円以上（消費税込）のものとする。  (2) 活動者が交代で使用する等、必要最低限の数量の購入とする。  (3) 使用頻度が低く、リースする方が安価な場合はリースとすること。このときの経費区分は使用料及び賃借料とする。  (4) 取得した備品は、別紙2のひな形による備品管理・使用規程を作成して、善良な管理を行うこととし、目的に反した譲渡、交換、貸付けをしてはならない。  (5) 備品を購入する場合は、別紙3の備品購入協議書により、備品購入の30日前までに所長に協議すること。</p> <p>4 消耗品費  (1) 消耗品は、取得価格が単価5万円未満（消費税込）の物品とする。ただし、その性質・形状を変えることなく、長期間にわたり使用することができる物品については、備品購入費の項（2）から（4）の規定を準用するものとする。  (2) 購入した物品は、本事業の目的に従って適正に使用・管理するものとする。また、目的に反した譲渡、交換、貸付けをしてはならない。</p> <p>5 燃料費  ボランティア活動における草刈機及びゴミ運搬車の燃料費は、定額に含まれるため除外とする。</p> <p>6 食糧費  活動当日の参加者の弁当・茶菓代等とし、1人につき1日当たり1,000円（消費税込）を限度とする。</p> <p>7 使用料及び賃借料  (1) そだて隊が所有する器具、施設等を使用する場合は経費対象外とする。  (2) 重機を借りる場合のオペレーター代金は、この対象経費に含めることができる。</p> <p>8 役務費  (1) 役務費とは、郵便料、手数料、保険料等とする。  (2) 傷害保険料については、そだて隊が本事業の対象区域で行う活動に対して、県が一括加入するが、以下のような活動は適用対象外となるため、各団体で保険加入すること。  ア チェーンソーを使用する活動（県が加入する傷害保険は、チェーンソーの使用による傷害は適用外）  イ ボランティア・プラス活動に参加するそだて隊以外の外部の者による活動  ウ そだて隊が本事業の対象区域以外で行う活動（例：森林環境教室、交流活動、講演会）</p> <p>別紙2～3 略</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">報奨金対象経費の詳細について</p> <p>1 講師謝金  (1) 活動における、指導者（講師補助を含む）への謝金とする。  (2) 1人につき1日当たり1万円を上限とする。</p> <p>2 講師旅費  公共交通機関を使用したものに限り対象とする。</p> <p>3 備品購入費  (1) 備品とは、その性質・形状を変えることなく、長期間にわたり使用することができるもので、取得価格が5万円以上のものとする。  (2) 活動者が交代で使用する等、必要最低限の数量の購入とする。  (3) 使用頻度が低く、リースする方が安価な場合はリースとすること。このときの経費区分は使用料及び賃借料とする。  (4) 取得した備品は、別紙2のひな形による備品管理・使用規程を作成して、善良な管理を行うこととし、目的に反した譲渡、交換、貸付けをしてはならない。  (5) 備品を購入する場合は、別紙3の備品購入協議書により、物品購入の30日前までに所長に協議すること。</p> <p>4 消耗品費  (1) 消耗品は、取得価格が単価5万円未満（消費税込）の物品とする。ただし、その性質・形状を変えることなく、長期間にわたり使用することができる物品については、備品購入費の項（2）から（4）の規定を準用するものとする。  (2) 購入した物品は、本事業の目的に従って適正に使用・管理するものとする。また、目的に反した譲渡、交換、貸付けをしてはならない。</p> <p>5 食糧費  活動当日の参加者の弁当・茶菓代等とし、1人につき1日当たり1,000円を限度とする。</p> <p>6 使用料及び賃借料  (1) そだて隊が所有する器具、施設等を使用する場合は経費対象外とする。  (2) 重機を借りる場合のオペレーター代金は、この対象経費に含めることができる。</p> <p>7 役務費  (1) 役務費とは、郵便料、手数料、保険料等とする。  (2) 傷害保険料については、そだて隊が本事業の対象区域で行う活動に対して、県が一括加入するが、以下のような活動は適用対象外となるため、各団体で保険加入すること。  ア チェーンソーを使用する活動（県が加入する傷害保険は、チェーンソーの使用による傷害は適用外）  イ ボランティア・プラス活動に参加するそだて隊以外の外部の者による活動  ウ そだて隊が本事業の対象区域以外で行う活動（例：森林環境教室、交流活動、講演会）</p> <p>別紙2～3 略</p>

改正後（案）

改正前

様式第1号（第6条の1関係）

様式第1号（第6条の1関係）

弓ヶ浜・白砂青松そだて隊参加申込書

弓ヶ浜・白砂青松そだて隊申込書

鳥取県西部総合事務所長 様

鳥取県西部総合事務所長 様

平成 年 月 日

平成 年 月 日

団 体 名 <small>(ふりがな)</small>			
住 所	<small>(〒)</small>		
代 表 者	役 職	氏 名 (ふりがな)	
そだて隊構成人数	人		
担 当 者 (郵便物送付先)	住 所	<small>(〒)</small>	
	氏 名 <small>(ふりがな)</small>		
	電 話	F A X	
	E-mail		
事務所使用欄			
区 画 番 号			

団 体 名 <small>(ふりがな)</small>			
住 所	<small>(〒)</small>		
代 表 者	役 職	氏 名 (ふりがな)	
そだて隊構成人数			
担 当 者 (郵便物送付先)	住 所	<small>(〒)</small>	
	氏 名 <small>(ふりがな)</small>		
	電 話	F A X	
	E-mail		
希望区画番号			

御記入いただいた情報は弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業の目的達成に必要な範囲でのみ利用します。

御記入いただいた情報は弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業の目的達成に必要な範囲でのみ利用します。

様式第2号～第3号 略

様式第2号～第3号 略

改正後（案）

別紙 4

ボランティア活動計画

(1) 活動内容

実施年月	実施内容	参加人員	実施時間	草刈機 使用台数	ゴミ運搬車 台数	備考
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他	人	時間	台	台	
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他	人	時間	台	台	
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他	人	時間	台	台	
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他	人	時間	台	台	
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他	人	時間	台	台	
合計						

※予定活動内容が「その他」の場合は備考欄に内容を記載すること。

(2) 支出計画

別表1のボランティア活動の中で、実費が対象となる活動をする場合は、支出計画を以下に記入すること。（対象となる活動は、植栽又は植栽のための管理歩道の整備又は松枯れ予防）

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
消耗品費		
資材費		
燃料費※		
使用料及び賃借料		
役務費		
合計		

※ボランティア活動における草刈機及びゴミ運搬車の燃料費は、定額に含まれるため除外とする

(3) 植栽苗木本数計画

活動で植栽を行う場合は、苗木本数を以下に記入すること。  
 (弓ヶ浜松林に植栽している苗木は、松くい虫被害に抵抗性のあるクロマツであり、特殊な苗木の為、必要苗木本数を取りまとめ、県が斡旋します。)

植栽苗木本数	本
--------	---

改正前

別紙 4

ボランティア活動計画

(1) 活動内容

予定年月日	予定活動内容	予定人員	予定時間	備考
	草刈・清掃・植栽・松枯れ予防・その他		～	
	草刈・清掃・植栽・松枯れ予防・その他		～	
	草刈・清掃・植栽・松枯れ予防・その他		～	
	草刈・清掃・植栽・松枯れ予防・その他		～	
	草刈・清掃・植栽・松枯れ予防・その他		～	
合計				

※予定活動内容が「その他」の場合は備考欄に内容を記載すること。

(2) 支出計画

別表1のボランティア活動の中で、実費が対象となる活動をする場合は、支出計画を以下に記入すること。（対象となる活動は、植栽又は植栽のための管理歩道の整備又は松枯れ予防）

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
消耗品費		
資材費		
使用料及び賃借料		
役務費		
合計		

(3) 植栽苗木本数計画

活動で植栽を行う場合は、苗木本数を以下に記入すること。  
 (弓ヶ浜松林に植栽している苗木は、松くい虫被害に抵抗性のあるクロマツであり、特殊な苗木の為、必要苗木本数を取りまとめ、県が斡旋します。)

植栽苗木本数	本
--------	---

改正後（案）

別紙5

ボランティア・プラス活動計画

(1) 活動内容

予定年月	予定活動内容	予定人員		予定時間
		そだて隊	外部の者	
				～
				～
				～
合計				

(2) 支出計画

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
備品購入費		
消耗品費		
資材費		
燃料費		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
印刷製本費		
開催広告料		
合計		

(3) 植栽苗木本数計画

活動で植栽を行う場合は、苗木本数を以下に記入すること。  
 (弓ヶ浜松林に植栽している苗木は、松くい虫被害に抵抗性のあるクロマツであり、特殊な苗木の為、必要苗木本数を取りまとめ、県が斡旋します。)

植栽苗木本数	本
--------	---

様式第4号 略

改正前

別紙5

ボランティア・プラス活動計画

(1) 活動内容

予定年月日	予定活動内容	予定人員		予定時間
		そだて隊	外部の者	
				～
				～
				～
合計				

(2) 支出計画

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
備品購入費		
消耗品費		
資材費		
燃料費		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
印刷製本費		
開催広告料		
合計		

(3) 植栽苗木本数計画

活動で植栽を行う場合は、苗木本数を以下に記入すること。  
 (弓ヶ浜松林に植栽している苗木は、松くい虫被害に抵抗性のあるクロマツであり、特殊な苗木の為、必要苗木本数を取りまとめ、県が斡旋します。)

植栽苗木本数	本
--------	---

様式第4号 略

改正後（案）

改正前

別紙6

別紙6

ボランティア活動報告

ボランティア活動報告

(1) 活動内容

(1) 活動内容

実施年月日	実施内容	参加人員	実施時間	草刈機使用台数	草刈機使用時間	ゴミ運搬車台数	備考
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
合計							

実施年月日	実施内容	参加人員	実施時間	草刈機使用台数	草刈機使用時間	ゴミ運搬車台数	備考
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
	草刈・清掃・植栽 松枯れ予防・その他		～				
合計							

※予定活動内容が「その他」の場合は備考欄に内容を記載すること。

※予定活動内容が「その他」の場合は備考欄に内容を記載すること。

(2) 支出内訳

別表1のボランティア活動の中で、実費が対象となる活動を実施した場合は、支出内容を以下に記入すること。（対象となる活動は、植栽又は植栽のための管理歩道の整備又は松枯れ予防）

(2) 支出内訳

別表1のボランティア活動の中で、実費が対象となる活動を実施した場合は、支出内容を以下に記入すること。（対象となる活動は、植栽又は植栽のための管理歩道の整備又は松枯れ予防）

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
消耗品費		
資材費		
燃料費※		
使用料及び賃借料		
役務費		
合計		

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
消耗品費		
資材費		
使用料及び賃借料		
役務費		
合計		

※ボランティア活動における草刈機及びゴミ運搬車の燃料費は、定額に含まれるため除外とする

※領収書等の証票書類を添付すること

※領収書等の証票書類の写しを添付すること



改正後（案）

改正前

別紙7

別紙7

ボランティア・プラス活動報告

ボランティア・プラス活動報告

(1) 活動内容

(1) 活動内容

実施年月日	実施内容	参加人員		実施時間
		そだて隊	外部の者	
				～
				～
				～
合計				

実施年月日	実施内容	参加人員		実施時間
		そだて隊	外部の者	
				～
				～
				～
合計				

(2) 支出内訳

(2) 支出内訳

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
備品購入費		
消耗品費		
資材費		
燃料費		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
印刷製本費		
開催広告料		
合計		

区分	経費の明細	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
備品購入費		
消耗品費		
資材費		
燃料費		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
印刷製本費		
開催広告料		
合計		

※領収書等の証票書類の写しを添付すること

※領収書等の証票書類を添付すること

別紙8 略  
様式第5号 略

別紙8 略  
様式第5号 略

改正後（案）	改正前
<p>様式第 6 号（第 13 条関係）</p> <p style="text-align: center;">弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動中止（解散）届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>鳥取県西部総合事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 団 体 名 代 表 者 役職 氏名 印 (区画番号)</p> <p>弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動を中止（解散）したいので、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領第 13 条の規定により申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 活動を中止（解散）する時期 平成 年 月 日</p> <p>2 活動を中止（解散）する理由</p> <p style="text-align: center;">※文中の「中止・解散」のうち該当しないものを削除すること</p>	<p>様式第 6 号（第 13 条関係）</p> <p style="text-align: center;">弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動中止届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>鳥取県西部総合事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 団 体 名 代 表 者 役職 氏名 印 (区画番号)</p> <p>弓ヶ浜・白砂青松そだて隊の活動を中止したいので、弓ヶ浜・白砂青松アダプトプログラム事業実施要領第 13 条の規定により申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 活動を中止する時期 平成 年 月 日</p> <p>2 活動を中止する理由</p>